

宮城県公報

行 宮 城 県
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
宮 城 町 三 丁 目 8 番 1 号
本 電 話 022(211)2267
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○医療法施行細則の一部を改正する規則

(医療整備課)

一

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(平成十六年宮城県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「病院、診療所又は助産所」を「病院又は診療所」に、「病院(診療所・助産所)開設許可事項変更許可申請書」を「病院(診療所)開設許可事項変更許可申請書」に改め、第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法第七条第二項の規定による助産所の開設許可に係る事項の変更許可の申請 助産所開設

許可事項変更許可申請書(様式第四号の二)

第二条第一項第十二号中「規定による」の下に「病院、診療所又は助産所の」を加え、「開設者以外管理許可申請書」を「病院(診療所・助産所)開設者以外管理許可申請書」に改め、同項第十四号中「規定による」の下に「病院の」を加え、「宿直医師設置免除許可申請書」を「病院宿直医師設置免除許可申請書」に改め、同項第十五号中「規定による」の下に「病院又は診療所の」を加え、「専属薬剤師設置免除許可申請書」を「病院(診療所)専属薬剤師設置免除許可申請書」に改め、同項第十九号の二中「様式第十九号の二」を「様式第十九号の三」に改め、同号を同項第十九号の三とし、同項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 法第四十六条の四第五項の規定による仮理事の選任の請求 仮理事選任請求書(様式第十九号の二)

第二条第一項第二十四号中「第五十五条第三項」を「第五十五条第六項」に改め、同項第二十五号中「第五十五条第五項」を「第五十五条第八項」に改め、同項第二十七号中「第五十七条第四項」を「第五十七条第五項」に改め、同項第三十一号中「第四条第一項」の下に「又は第四条の二第二項」を加え、「病院、診療所又は助産所の開設許可」を「病院又は診療所の開設許可又は開設届出」に改め、「病院(診療所・助産所)開設許可事項変更届出書」を「病院(診療所)開設許可(届出)事項変更届出書」に改め、同項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 政令第四条第一項又は第四条の二第二項の規定による助産所の開設許可又は開設届出に係る事項の変更の届出 助産所開設許可(届出)事項変更届出書(様式第三十一号の二)

第二条第一項第三十二号中「病床設置許可」を「病床設置届出」に、「診療所病床設置許可事項変更届出書」を「診療所病床設置届出事項変更届出書」に改め、同項第三十三号中「又は助産所」を削り、「診療所(助産所)開設届出事項変更届出書」を「診療所開設届出事項変更届出書」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十三の二 政令第四条第三項の規定による助産所の開設届出事項の変更の届出 助産所開設届出事項変更届出書(様式第三十三号の二)

第二条第一項第三十四号中「病院、診療所又は助産所」を「病院又は診療所」に、「病院(診療所・助産所)開設届出書」を「病院(診療所)開設届出書」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十四の二 政令第四条の二第一項の規定による助産所の開設の届出 助産所開設届出書(様式第三十四号の二)

第二条第一項第三十五号を次のように改める。

三十五 削除

第二条第一項第三十八号を次のように改める。

三十八 削除

第二条第二項第一号中「診療用エックス線装置設置届出書」を「エックス線装置備付届出書」に改め、同項第二号中「第二十五条」の下に「又は第二十五条の二」を加え、「診療用高エネルギー放射線発生装置設置予定届出書」を「診療用高エネルギー放射線照射装置設置予定届出書」に改め、同項第三号中「診療用放射線照射装置設置予定届出書」を「診療用放射線照射装置備付届出書」に改め、同項第四号中「診療用放射線照射器具設置予定届出書」を「診療用放射線照射器具備付届出書」に改め、同項第六号中「放射性同位元素装置設置予定届出書」を「放射性同位元素装置備付届出書」に改め、同項第七号中「診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影

診療用放射性同位元素 設置予定届出書」を「診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素） 備付届出書」に改め、同項第八号中「診療用エックス線装置変更届出書」を「エックス線装置変更届出書」に改め、同項第九号中「診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装置診療機器・診療用放射性同位元素） 廃止届出書」を「エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素） 廃止届出書」に改め、同項第十号中「診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装置診療機器・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素） 変更届出書」を「診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装置診療機器・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素） 変更届出書」に改め、同項第十一号中「第二十九条第三項」の下に「及び第三十条の二十四」を加える。

第三条第一項第一号中「診療所に係るもの」の下に「及び開設の場所が仙台市の区域にある病院に係るもの」を、「変更に係るもの」の下に「開設の場所が仙台市の区域にある病院及び診療所に係るものを除く。」を加え、「及び開設の場所が仙台市の区域にある病院に係るもの」及び「第十六号の二」を削り、「第二十七号」を「第二十三号まで、第二十五号から第二十六号の二」に改め、同項第二号中「診療所に係るもの」の下に「開設の場所が仙台市の区域にある診療所に係るものを除く。」を、「病院」の下に「及び診療所」を、「除く。」の下に、「第四号の二」を加え、「第三十号の二」を「及び第三十号の三」に、「第三十五号」を「第三十四号の二」に改め、「及び三十八号」を削り、同項第三号中「前条第一項第十七号」を「前条第一項第十六号の二、第十七号、第二十四号及び第二十七号」に改める。

第四条第一項中「診療所に係るもの」の下に「及び開設の場所が仙台市の区域にある病院に係るもの」を、「変更に係るもの」の下に「開設の場所が仙台市の区域にある病院及び診療所に係るものを除く。」を加え、「及び開設の場所が仙台市の区域にある病院に係るもの」を削り、同条第二項中「及び開設の場所が仙台市の区域にある病院に係るもの」を削り、「除く。」の下に、「第四号の二」を加え、「第三十号の二から第三十五号まで及び第三十八号」を「及び第三十号の三から第三十四号の二まで」に改める。

附則第三項中「第二条第一項第三十号の二及び第三十八号」を「第二条第一項第三十号の三」に改める。

様式第一号から様式第十九号の二までを次のように改める。

様式第一号

地域医療支援病院名称承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

開設者の住所
開設者の氏名

印

（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話 （ ）

医療法第四条第一項の規定により、地域医療支援病院と称することについての承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒
氏名	

（注） 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

3 所在の場所

〒 _____
電話 （ ） _____ フラクシミリ （ ） _____

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	床	床	床	床	床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 病床数 床
化学検査室	(主な設備)
細菌検査室	(主な設備)
病理検査室	(主な設備)
病理解剖室	(主な設備)
研究室	(主な設備)
講義室	室数 室 収容定員 人
図書室	室数 室 蔵所数 冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 m ² [共用室の場合] ○○室と共用

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

添付書類

- 1 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類
- 2 救急医療を提供する能力を有することを証する書類
- 3 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類
- 4 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することを証する書類

類

- 5 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法に関する書類
- 6 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類
- 7 診療に関する諸記録の閲覧方法に関する書類
- 8 病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類
- 9 医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の委員の就任承諾書及び履歴書類

(添付書類1) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	%	算定期間	年 月 日～ 年 月 日
地域医療支援病院逆紹介率	%		
算定根拠	A：紹介患者の数 B：初診患者の数 C：逆紹介患者の数		
	人		
	人		
	人		

- (注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。
 (注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。
 (注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(添付書類2) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職 種	氏 名	勤務の態様	勤務時間	備 考
			常勤 非常勤		専従 非専従
			常勤 非常勤		専従 非専従
			常勤 非常勤		専従 非専従
			常勤 非常勤		専従 非専従
			常勤 非常勤		専従 非専従
			常勤 非常勤		専従 非専従
			常勤 非常勤		専従 非専従
			常勤 非常勤		専従 非専従
			常勤 非常勤		専従 非専従
			常勤 非常勤		専従 非専従
			常勤 非常勤		専従 非専従
			常勤 非常勤		専従 非専従

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	床
専用病床	床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
	㎡	(主な設備)	
	㎡	(主な設備)	
	㎡	(主な設備)	
	㎡	(主な設備)	
	㎡	(主な設備)	

4 備考

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
 既に、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	() 人
上記以外の救急患者の数	() 人
合計	() 人

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。
 括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	台
---------------	---

(添付書類3) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 有・無
 イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名： 職 種：

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名称

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者と の経営上の関係

(注) 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。
4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
	㎡	(主な設備)
	㎡	(主な設備)
	㎡	(主な設備)
	㎡	(主な設備)
	㎡	(主な設備)

(添付書類 5) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法に関する書類

管理責任者氏名	
管理担当者氏名	

	保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		
共同利用の実績		
救急医療の提供の実績		
地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績		
病院の管理及び運営に関する諸記録 閲覧実績		
紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿		

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(添付書類6) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧担当者氏名	
閲覧担当者氏名	
閲覧の求めに応じる場所	
閲覧の手続の概要	

前年度の総閲覧件数				件
閲覧者別	医師			件
	歯科医師			件
	地方公共団体			件
	その他			件

(添付書類7) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	回
委員会における議論の概要	

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(添付書類 8) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他 ()
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	件
患者相談件数	
患者相談の概要	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(添付書類 9)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有・無
・退院調整部門の概要	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容	
・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み	

様式第2号

病院（診療所）開設許可申請書

収入証紙
年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名
印
(法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)
電話 ()

医療法第7条第1項の規定により、病院（診療所）の開設に係る許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 名称	〒		
2 開設の場所	電話	()	フランクミニリ ()
3 診療科名	開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師以外の者であるとき		
4 開設の目的	維持の方法		
5 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であるとき	現に病院又は診療所を開設若しくは管理するもの又は勤務するものであるときはその旨		
同時に二以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨			
6 従業者の定員	人	助産師	その他
医師	人	診療放射線技師	歯科衛生士
歯科医師		臨床(衛生)検査技師	歯科技士
薬剤師		理学療法士	栄養士
看護師		作業療法士	看護補助者
准看護師			事務員
			計

7 敷地の面積	㎡ (平面図は別添のとおり)							
8 敷地周囲の見取図	(別添のとおり)							
9 建築物の構造概要及び平面図	(平面図は別添のとおり)							
建築物(棟)名	構造概要	建築面積						
	造	㎡						
		延面積						
		㎡						
計	棟	㎡						
住宅と併設の場合	造	階建のうち 階						
ビルの一部を使用する場合	造	階建のうち 階 号室						
10 階段等の構造	患者の使用する屋内直通路段	位置	幅	踊り場の幅	踏面	けあげ	手すり	
		最小	m	最小	m	最大	cm	有・無
		最小	m	最小	m	最大	cm	有・無
避難階段	箇所	患者の使用するエレベーター		基				
11 患者の使用する廊下の幅	区分	片側居室	両側居室					
精神・療養病床の病室に隣接する廊下	最小	m (内法)	最小	m (内法)				
その他の廊下	最小	m (内法)	最小	m (内法)				
12 各科専門の診察室	診療科名	室面積	備考(兼用等)	診療科名	室面積	備考(兼用等)		
		㎡			㎡			

13 施設及び設備			構造設備の概要	
区分	面積			
手術室	準備室	m ²	(暖房設備：有・無)	
	手術台	台	(照明設備：有・無)	
			(床・壁・天井の構造)	(清潔な手洗い設備：有・無)
処置室			(委託の有無：有・無)	(複数の診療科で兼用又は診察室と兼用の場合、その具体的な内容)
臨床検査施設			(検査器具・機械等)	
調剤所	採光面積	m ²	感量10mgてんびん	台
	外気開放面積	m ²	500mg上皿てんびん	台
			(冷暗所の構造・面積)	
給食施設			(調理業務の委託の有無：有・無)	
			(洗浄業務の委託の有無：有・無)	
			(床の構造) (食器の消毒設備) (食品貯蔵用冷蔵庫)	
産科・産婦人科 新入生 児浴 施設	分室		(構造設備)	
			(構造設備)	
消毒施設			(消毒業務の委託の有無：有・無)	(入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒方法及び設備)
洗濯施設			(洗濯業務の委託の有無：有・無)	(洗濯設備)

区分	面積	構造設備の概要			
療養病床を有する病院	機能訓練室	m ²	(主な器械・器具)		
	談話室		(他の室と兼用の場合)		
	食堂		(療養病床の入院患者1人当たりの面積)		
浴室			(身体の不自由な者が入浴するための構造設備)		
歯科技工室			(防塵設備の概要)		
14 エックス線装置及び診療室					
エックス線装置	固定・携帯の別	用途	製作者名及び型式		
エックス線診療室	室面積	室内の構造概要	操作室の面積	暗室の面積	暗室の設備
			m ²	m ²	
15 精神病室の設備					
適切な医療の提供及び患者の保護のため必要な方法					
16 感染症病室又は結核病室の施設及び設備					
他の部分及び外部に対する感染予防のためのしゃ断その他必要な施設					
医療法施行規則第21条第1号以外に必要な消毒設備					

17 病床数及び病床種別ごとの病床数並びに各病室の病床数								
精神	感染症	結核	療養	一般	計			
						室	室	室
病棟名	室番号	病床種別	病床数	床面積 (内法)	一人当たり床面積			
				㎡	㎡			
18	開設の予定年月日	年 月 日						

添付書類

- 1 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であるときは、臨床研修修了登録証の写し。ただし、(1)平成16年4月1日に現に医師免許を受けている者又は平成18年4月1日に現に歯科医師免許を受けている者(各日の前に免許申請を行った者を含む。)は、臨床研修修了登録証の写しに代えて免許証の写し、(2)再教育訓練の命令を受けた者は、臨床研修修了登録証(1)の場合には免許証)の写し及び再教育研修修了登録証の写し

- 2 敷地の平面図
- 3 敷地周囲の見取図
- 4 建物の平面図(縮尺100分の1~200分の1程度)
・各室の用途、病床種別、病床数、面積及び廊下の幅を明示すること。
・療養病床に係る病室及び機能訓練室等の施設を明示すること。
- 5 各室面積表
- 6 開設者が法人であるときは、登記事項証明書及び定款(寄附行為)、又は条例
- 7 当該病院の汚水を公共用水域に排出しようとするときは、医療法施行規則第1条の14第2項各号に掲げる事項を記載した書類

様式第3号

助産所開設許可申請書

収入
証紙

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名

(法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)
電話 ()

印

医療法第7条第1項の規定により、助産所の開設に係る許可を受けたので、次のとおり申請します。

1 名称	〒		
2 開設の場所	電話 () フラクシミリ ()		
3 従業者の定員	助産師	嘱託医師	計
	人		
4 敷地の面積	㎡ (平面図は別添のとおり)		
5 建物の構造概要及び平面図 (平面図は別添のとおり)			
建物(棟)名	構造概要	建築面積	延面積
	造	㎡	㎡
独立建物の場合	造	階建のうち	階
住宅と併設の場合	造	階建のうち	階
ビルの一部を使用する場合	造	階建のうち	階
6 階段の構造	入所者の使用する屋内直通階段	箇所	避難階段
7 分へん室の概要	(面積) ㎡		箇所
	(構造設備)		

8 防火上必要な設備の概要

9 消火用の機械又は器具の概要

10 各室の用途及び面積 (平面図は別添のとおり)

室の用途	面積	室の用途	面積
	㎡		㎡

11 入所室及び入所定員

階別	室番号	入所定員	床面積 (内法)	一人当たり床面積
		人	㎡	㎡
12 開設予定年月日	年	月	日	

添付書類

- 敷地の平面図
- 敷地周囲の見取図
- 建物の平面図 (各室の用途及び各入所室の入所定員を明示すること。)
- 開設者が法人であるときは、登記事項証明書及び定款 (寄附行為)、又は条例

様式第4号

病院（診療所）開設許可事項変更許可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名

印

（法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話 （ ）

医療法第7条第2項の規定により、病院（診療所）の開設許可に係る事項の変更の許可を受けた
ので、次のとおり申請します。

1 名称	〒			
2 開設場所	電話	()	フラクシミリ	()
3 開設許可	年 月 日	宮城県	() 指令第	号
4 変更理由	(1) 開設の目的及び維持の方法（開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等 修了歯科医師以外の場合） (2) 従業者の定員 (3) 敷地の面積及び平面図 (4) 建物の構造概要及び平面図 (5) 医療法第21条第1項第2号から第8号まで及び第10号に掲げる施設の有無 及び構造設備の概要（各科専門の診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、 エックス線装置、調剤所、給食施設、分べん室、新生児入浴施設） (6) 医療法第21条第1項第11号及び第12号（病院及び診療所の人員及び施設に 関する基準等を定める条例第7条及び第9条）に掲げる施設の構造設備の概 要（機能訓練室、消毒施設、洗濯施設、談話室、食堂、浴室） (7) 歯科技工室の有無及び構造設備の概要 (8) 病床数及び病床の種類ごとの病床数並びに各病室の病床数			
6 変更の内 容	変更後			
	変更前			

7 変更予定 年月日	年 月 日
---------------	-------

注意事項

- 1 病院については「5 変更事項」の(1)から(8)まで、診療所については(1)(2)(3)(4)(7)(8)に該当する場合に申請することとし、該当する番号を○で囲むこと。
- 2 「5 変更事項」の(3)から(8)までに掲げる事項の変更については、新旧の平面図を添付すること。
- 3 「6 変更の内容」については、変更前後の関係が分かるように記載し、又は新旧対照表等を添付すること。

様式第4号の2

助産所開設許可事項変更許可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

開設者の住所
開設者の氏名
印
(法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)
電話 ()

医療法第7条第2項の規定により、助産所の開設許可に係る事項の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 名称	〒		
2 開設場所	電話 ()	〒	クマシニリ ()
3 開設許可	年 月 日	宮城県 ()	指令第 号
4 変更理由			
5 変更事項 (該当する番号を○で囲むこと。)	(1) 従業者の定員 (2) 敷地の面積及び平面図 (3) 建物の構造概要及び平面図 (4) 妊婦、産婦、じょく婦の入所室、入所定員		
6 変更の内容	変更後		
	変更前		
7 変更予定年月日	年 月 日		

注意事項

- 「5 変更事項」の該当する番号を○で囲むこと。
- 「5 変更事項」の(2)から(4)までに掲げる事項の変更については、新旧の平面図を添付すること。
- 「6 変更の内容」については、変更前後の関係が分かるように記載し、又は新旧対照表等を添付すること。

様式第5号

診療所病床設置許可申請書

(1/2)

年 月 日

宮城県知事 殿

開設者の住所
開設者の氏名
印
(法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)
電話 ()

医療法第7条第3項の規定により、診療所の病床の設置に係る許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 名称	〒			
2 開設場所	電話 ()	〒	クマシニリ ()	
3 開設許可 (届)年月日	年 月 日	宮城県 ()	指令第 号	
4 診療科目				
5 病室及び病床数 うち今回申請分	療 養 病 床	一 般 病 床	計	
	室 床	室 床	室 床	室 床
6 従業者の定員(※)	室 床	室 床	室 床	室 床
医師	人	助産師		その他
歯科医師		診療放射線技師		歯科技士
薬剤師		臨床(衛生)検査技師		栄養士
看護師		理学療法士		看護補助者
准看護師		作業療法士		事務員
				計

(2/2)

7 医療法第21条第2項第2号及び第3号（病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例第9条）に掲げる施設の構造設備の概要（※）				
施設の名称	床面積	主要構造 （鉄筋コンクリート、 簡易耐火、木造等）	設備等	
機能訓練室	m ²		（主な器械・器具）	
談話室			（他の室と兼用の場合） と兼用	
食堂			（療養病床入院患者1人当たりの面積） m ²	
浴室			（身体の不自由な者が入浴するための構造設備）	
8 病床数及び各病室の病床数				
病室名	病床の種類	病床数	床面積(内法)	一人当たり床面積
	階	床	m ²	m ²
				隣接する廊下幅
9 療養病床の区別（※）	完全型	廊下幅を除く完全型		
10 療養病床に係る廊下幅（※）	片側居室部分	最小	m	／
	両側居室部分	最小	m	

※欄は療養病床を設置する診療所のみ記載

添付書類

- 1 敷地の平面図
- 2 建物の平面図（縮尺100分の1～200分の1程度）
 - ・各室の用途、病床種別、病床数、面積及び廊下の幅を明示すること。
 - ・療養病床に係る病室及び機能訓練室等の施設を朱書きで示すこと。
 - ・設置により変更が生じる場合は、新旧の平面図を添付して変更部分を明示すること。
- 3 各室面積表

様式第6号

診療所病床設置許可事項変更許可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

開設者の住所
開設者の氏名

印

（法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話 （ ）

医療法第7条第3項の規定により、診療所の病床設置許可に係る事項の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 名称	〒
2 開設場所	電話 （ ） フラクシミリ （ ）
3 開設許可 (届)年月日	年 月 日 宮城県 () 指令第 号
4 変更理由	
5 変更事項 (該当する 番号を○で 囲むこと。)	(1) 従業者の定員 (2) 医療法第21条第2項第2号及び第3号（病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例第9条）に掲げる施設の構造設備の概要（機能訓練室、談話室、食堂、浴室） (3) 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数
6 変更の内容	変更後 変更前
7 変更予定 年月日	年 月 日

注意事項

- 1 「5 変更事項」の2)に掲げる事項の変更については、新旧の平面図を添付すること。平面図は病床の種別ごとの病床数並びに病室及び施設に関する部分を朱書きで明示すること。
- 2 「6 変更の内容」については、変更前後の関係が分かるように記載し、又は新旧対照表等を添付すること。

様式第7号

診療所開設届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

開設者の住所
 医師・歯科医師の別
 開設者の氏名
 電話 () 印

診療所を開設したので、医療法第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称	〒		
2 開設の場所	電話	()	フアクシミリ ()
3 診療科名			
4 開設者に関する事項	現に病院又は診療所を開設若しくは管理するもの又は勤務するものはその旨 同時に二以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨		
5 従業者の定員	人	助産師	その他
医師		歯科衛生士	
歯科医師		診療放射線技師	歯科技工士
薬剤師		臨床(衛生)検査技師	栄養士
看護師		理学療法士	看護補助者
准看護師		作業療法士	事務員
6 敷地の面積	㎡ (平面図は別添のとおり)		

7 敷地周囲の見取図 (別添のとおり)

8 建物の構造概要及び平面図 (平面図は別添のとおり)

区分	構造概要	建築面積	延面積
独立建物の場合	造	階建	㎡
住宅と併設の場合	造	階建のうち	階
ビルの一部を使用する場合	造	階建のうち	階
9 階段等の構造			号室
患者の使用する屋内直通階段	最小	最大	有・無
避難階段	箇所	患者の使用するエレベーター	基

10 患者の使用する廊下の幅

区分	片側居室	両側居室
精神・療養病床の病室に隣接する廊下	最小	最小
その他の廊下	最小	最小

11 施設及び設備

区分	面積	構造設備の概要
診察室	㎡	
処置室		
手術室	㎡	準備室 ㎡ (暖房設備：有・無) 手術台 台 (照明設備：有・無) (床・壁・天井の構造) (清潔な手洗い設備：有・無)

区分	面積	構造設備の概要
臨床検査施設		(検査器具・機械等)
調剤所	採光面積	m ² 感量10mgてんびん 台
	外気開放面積	m ² 500mg上皿てんびん 台
		(冷暗所の構造・面積)
給食施設		(調理業務の委託の有無：有・無)
		(洗浄業務の委託の有無：有・無)
		(床の構造)
		(食器の消毒設備) (食品貯蔵用冷蔵庫)
産科・ 産婦人科 診療科	ベ ン シ ン ク ラ ム の 設 置	(構造設備)
	新 生 児 の 設 置	(構造設備)
消毒施設		(消毒業務の委託の有無：有・無) (入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒方法及び設備)
洗濯施設		(洗濯業務の委託の有無：有・無) (洗濯設備)
療養病床を有する診療所	機能訓練室	m ² (主な器械・器具)
	談話室	(他の室と兼用の場合) と兼用
	食堂	(療養病床の入院患者1人当たりの面積)
歯科技工室	浴室	m ² (身体の不自由な者が入浴するための構造設備)
		(防塵設備の概要)

12 エックス線装置及び診療室							
装置	固定・携帯の別		用途	製作者名及び型式			
	固定	携帯					
エックス線 装置	室内面積	m ²	室内の構造概要	操作室の面積	m ²	暗室の面積	m ²
	エックス線 診療室						
13 病床数及び病床種別ごとの病床数並びに各病室の病床数							
療 養 室		一 般 病 室		計			
病棟名	室番号	病床種別	病床数	床面積 (内法)	m ²	一人当たり床面積	m ²
			床				
14	開設の年月日	年	月	日			
15	管理者の住所及び氏名						
16	診療に従事する臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師に関する事項						
氏名	診療科名	診療日	診療時間				
17	薬剤師の氏名						

添付書類

- 1 開設者及び管理者の臨床研修修了登録証の写し。ただし、(1)平成16年4月1日に現に医師免許を受けている者又は平成18年4月1日に現に歯科医師免許を受けている者(各日の前に免許申請を行った者を含む。)は、臨床研修修了登録証の写しに代えて免許証の写し、(2)再教育訓練の命令を受けた者は、臨床研修修了登録証(1)の場合は免許証)の写し及び再教育研修修了登録証の写し
- 2 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修修了登録証の写し。ただし、(1)平成16年4月1日に現に医師免許を受けている者又は平成18年4月1日に現に歯科医師免許を受けている者(各日の前に免許申請を行った者を含む。)は、臨床研修修了登録証の写しに代えて免許証の写し、(2)再教育訓練の命令を受けた者は、臨床研修修了登録証(1)の場合は免許証)の写し及び再教育研修修了登録証の写し
- 3 薬剤師の免許証の写し
- 4 敷地の平面図
- 5 敷地周囲の見取図
- 6 建物の平面図(縮尺100分の1～200分の1程度)
 - ・各室の用途、病床種別、病床数、面積及び廊下の幅を明示すること。
 - ・療養病床に係る病室及び機能訓練室等の施設を明示すること。
- 7 各室面積表

様式第8号

助産所開設届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名

電話 () ()

印

助産所を開設したので、医療法第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称	〒				
2 開設の場所	電話	() ()	フアクシミリ	() ()	
3 出張専業であるときはその旨					
4 開設者に関する事項	<p>現に助産所を開設若しくは管理し又は病院、診療所若しくは助産所に勤務する者であるときはその旨</p> <p>同時に二以上の助産所を開設しようとする者</p>				
5 従業者の定員	助産師	嘱託医師			計
6 管理者の住所及び氏名					
7 業務に従事する助産師に関する事項	氏名	勤務の日	勤務時間		
8 嘱託医師等に関する事項(分娩を取り扱う助産所のみ記載)					

嘱託医師の住所及び氏名、又は医療法施行規則第15条の2第2項適用により、嘱託医師を定めたものとみなす場合の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称			
医療法施行規則第15条の2第3項の規定により嘱託する病院又は診療所の住所及び名称			
9	開設年月日	年 月 日	
10	敷地の面積	㎡ (平面図は別添のとおり)	
11	建築物の構造概要及び平面図	(平面図は別添のとおり)	
	区分	構造概要	建築面積 ㎡ 延面積 ㎡
	独立建築物の場合	造	階建のうち 階 ㎡
	住宅と併設の場合	造	階建のうち 階 ㎡
	ビルの一部を使用する場合	造	階建のうち 階 号室 ㎡
12	階段の構造	入所者の使用する屋内直通階段 箇所 / 避難階段 箇所	
13	分べん室の概要	(面積) ㎡	(構造設備)
14	防火上必要な設備の概要		
15	消火用の機械又は器具の概要		
16	各室の用途及び面積 (平面図は別添のとおり)		
	室の用途	面積 ㎡	室の用途
		㎡	面積 ㎡
17	入所室及び入所定員		
階別	室番号	入所定員 人	床面積 (内法) ㎡ 一人当たり床面積 ㎡

添付書類

- 1 開設者の免許証の写し (保健師助産師看護師法第15条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、免許証及び再教育研修修了登録証の写し)
- 2 管理者の免許証の写し及び履歴書
- 3 嘱託医師の免許証の写し及び当該医師に嘱託した旨の書類 (注1)、又は医療法施行規則第15条の2第2項適用の場合は、当該病院又は診療所が診療科中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが対応を行うことを病院又は診療所に嘱託した旨の書類 (注1)
- 4 産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所に嘱託した旨の書類 (注1)
- 5 敷地の平面図
- 6 敷地周囲の見取図
- 7 建築物の平面図 (縮尺100分の1～200分の1程度)
 - ・各室の用途及び各入所室の定員を明示すること。

注1：契約書、同意書、証明書等

様式第9号

病院（診療所・助産所） 休止（再開） 届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名

印

（法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話 （ ）

病院（診療所・助産所）を休止（再開）したので、医療法第8条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称					
2 開設の場所	〒				
	電話	（ ）	フネケシミリ	（ ）	
3 届出の種類（該当する事項を○で囲むこと。）		休止		再開	
4 休止（予定）期間	年	月	日から	年	月 日まで
5 再開年月日	年	月	日		
6 休止（再開）の理由					

様式第10号

病院（診療所・助産所） 廃止届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名

印

（法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話 （ ）

病院（診療所・助産所）を廃止したので、医療法第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称					
2 開設の場所	〒				
	電話	（ ）	フネケシミリ	（ ）	
3 廃止年月日	年	月	日		
4 廃止の理由					

様式第11号

病院（診療所・助産所）開設者死亡（失そう）届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者の住所
死亡者（失そう者）との続柄
届出者の氏名
電話
印

病院（診療所・助産所）の開設者が死亡（失そう）したので、医療法第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称	
2 開設の場所	〒 電話 () フラクシミリ ()
3 開設者の氏名	-----
4 死亡・失そうの別 (該当する事項を○で囲むこと。)	死亡 失そう
5 死亡年月日 (失そう宣告を受けた年月日)	年 月 日

添付書類

- 1 (死亡の場合) 戸籍謄本(抄本) 又は死亡診断書
- 2 (失そうの場合) 失そう宣告書

様式第12号

病院（診療所・助産所）開設者以外管理許可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

開設者の住所
開設者の氏名
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
電話
印

医療法第12条第1項ただし書の規定により、病院（診療所・助産所）を他の者に管理させることについて許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 名称	〒												
2 開設の場所	電話 () フラクシミリ ()												
3 診療科名													
4 病床数	<table border="1"> <tr> <td>精神</td> <td>感染症</td> <td>結核</td> <td>療養</td> <td>一般</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td>床</td> <td>床</td> <td>床</td> <td>床</td> <td>床</td> </tr> </table>	精神	感染症	結核	療養	一般	計	床	床	床	床	床	床
精神	感染症	結核	療養	一般	計								
床	床	床	床	床	床								
5 他の者を管理者とする理由													
6 管理者にしようとする者の住所及び氏名													

添付書類

- 1 管理者にしようとする者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師の場合、臨床研

修了登録証の写し及び履歴書。ただし、(1)平成16年4月1日に現に医師免許を受けている者又は平成18年4月1日に現に歯科医師免許を受けている者(各日の前に免許申請を行った者を含む。)は、臨床研修修了登録証の写しに代えて免許証の写し、(2)再教育訓練の命令を受けた者は、臨床研修修了登録証(1)の場合には免許証)の写し、再教育研修修了登録証の写し及び履歴書

2 管理者にしようとする者が助産師の場合、免許証の写し及び履歴書。ただし、保健師助産師看護師法第15条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、免許証の写し、再教育研修修了登録証の写し及び履歴書。

様式第13号

二以上の病院(診療所・助産所) 管理許可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名

印

(法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)
電話 ()

医療法第12条第2項の規定により、管理者に他の病院(診療所・助産所)を管理させることについて許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 管理者の住所及び氏名											
2 現に管理する病院、診療所又は助産所											
名称											
所在の場所	〒 () フラケシミリ ()										
診療科名											
病床数	精神	感染症	結核	療養	一般	計					
	床	床	床	床	床	床					
従業者の定員	医師	人									
	歯科医師										
	助産師										
							計				

3 新たに管理させようとする病院、診療所又は助産所									
名称									
所在の場所	〒 電話 () フラクシミリ ()								
診療科名									
病床数	精神	感染症	結核	療養	一般	計			
	床	床	床	床	床	床	床	床	床
従業者の定員	医師	人							
	歯科医師								
	助産師								
4 新たに管理させようとする理由									
	計								
5 管理する施設相互間の距離及び連絡に要する時間	距離								
	連絡に要する時間	(時間) (手段)							

- 添付書類
- 1 管理者の履歴書
 - 2 現に管理する施設の開設者が他の者であるときは、開設者の承諾書

様式第14号 病院宿直医師設置免除許可申請書

宮城県知事 殿 開設者の住所 開設者の氏名 印

年 月 日

医療法第16条ただし書の規定により、宿直医師の設置の免除に係る許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 名称	〒									
2 開設の場所	電話 () フラクシミリ ()									
3 診療科名										
4 病床数	精神	感染症	結核	療養	一般	計				
	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床
5 宿直医師を置かない理由										
6 宿直医師の業務をする医師の宿舍との距離及び連絡の方法	距離									
	連絡の方法									

様式第15号

病院（診療所）専属薬剤師設置免除許可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

開設者の住所
開設者の氏名
（法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話 （ ）

印

医療法第18条ただし書の規定により、専属薬剤師の設置の免除に係る許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 名称	〒									
2 開設の場所	電話 （ ） フラクシミリ （ ）									
3 診療科名										
4 病床数	精神	感染症	結核	療養	一般	計				
	床	床	床	床	床	床				
5 過去1年間の1日平均患者数	診療科目									
	入院患者数									
6 過去1年間の1日平均調剤数(処方数)	外来患者数									
	入院									
7 専属の薬剤師を置かない理由	外来									
	計									

様式第16号

病院（診療所・助産所）使用許可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

開設者の住所
開設者の氏名
（法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話 （ ）

印

収入
証紙

医療法第27条の規定により、病院（診療所・助産所）の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 名称	〒									
2 開設の場所	電話 （ ） フラクシミリ （ ）									
3 管理者の氏名										
4 診療科目										
5 従業者の現員	医師	人	助産師		歯科衛生士	その他				
	歯科医師		診療放射線技師		歯科技工士					
	薬剤師		臨床(衛生)検査技師		栄養士					
	看護師		理学療法士		看護補助者					
	准看護師		作業療法士		事務員					
6 許可を受ける事項	年	月	日	第	号による(開設					
7 使用開始予定年月日	許可書・開設届出書・変更許可書・変更届出書)									
8 自主検査によることとの申出の有無	年	月	日	有	無					

添付書類

- 1 建物の平面図（各室の用途、面積、入院又は入所定員及び廊下の幅を明示すること。）
- 2 自主検査の場合にあっては、検査結果の届出書

様式第16号の2

社会医療法人認定申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名
電話

() 印

社会医療法人の認定を受けたので、医療法第42条の2第1項及び医療法施行令第5条の5の規定により申請します。

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	

(注) 1 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）をすべて記載すること。

2 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、そのすべて）を記載すること。

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の写し
- 2 医療法第42条の2第1項第5号の厚生労働大臣が定める基準に係る会計年度について同号の要件に該当する旨を説明する書類
- 3 医療法第42条の2第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

注意事項

この申請書には副本2通を添えること。

様式第17号

医療法人設立認可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設立代表者住所
氏名
電話

() 印

下記のとおり医療法人を設立したいので、医療法第44条第1項及び医療法施行規則第31条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 主たる事務所の所在地

2 医療法人の名称

3 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称

添付書類

- 1 定款又は寄附行為
- 2 設立当初において法人に所属すべき財産の財産目録、明細書及び各資産に係る拳証資料
- 3 設立決議録及び設立趣意書
- 4 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記簿、銀行等の証明書類、基金の拠出に係る資料（該当する場合のみ）
- 5 開設しようとする病院、医療法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、図面等
- 6 医療法第42条各号に掲げる業務を行うとする場合は、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類、図面等
- 7 設立後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 8 設立者の履歴書、戸籍抄本、印鑑証明書及び兼務する営利法人との取引内容が確認できる書類（該当する場合のみ）

- 9 設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと並びにその権限を記する書類
- 10 役員の就任承諾書及び履歴書、戸籍抄本、印鑑証明書及び兼務する営利法人との取引内容が確認できる書類（該当する場合のみ）
- 11 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面、就任承諾書、医師（歯科医師）免許の写
- 12 社員及び役員名簿

注意事項
この申請書には副本2通を添えること。

様式第18号

理事数特例認可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者名

電話 ()

印

下記のとおり医療法人の理事を1人（2人）としたいので、医療法第46条の2第1項ただし書及び医療法施行規則第31条の3の規定により申請します。

記

1 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数

2 常時勤務する医師（歯科医師）の数

3 理事を1人（2人）とする理由

添付書類

社団にあっては社員総会の議事録の写し、財団にあっては理事会及び評議員会の議事録の写し

注意事項

この申請書には副本を添えること。

様式第19号

非医師（非歯科医師）理事長選出認可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者名

電話

()

印

下記のとおり医療法人の理事長を医師（歯科医師）でない理事のうちから選出したいので、医療法第46条の3第1項ただし書及び医療法施行規則第31条の4の規定により申請します。

記

1 理事長就任予定者の住所及び氏名

2 理事長を医師（歯科医師）でない理事のうちから選出する理由

添付書類

- 1 理事会の議事録の写し
- 2 理事長就任予定者の履歴書
- 3 認可されれば理事長に就任する旨の承諾書
- 4 その他必要とする書類

注意事項

この申請書には副本を添えること。

様式第19号の2

仮理事選任請求書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地

医療法人名称

利害関係者名

電話

()

印

下記により医療法人の仮理事を選任していただきたく、医療法第46条の4第5項の規定により請求します。

記

1 仮理事の選任候補者

住 所

氏 名

生年月日

職 業

仮理事に選任する理由

2 選任を必要とする理由

添付書類

- 1 仮理事の履歴書、就任承諾書及び印鑑証明書
- 2 役員及び社員（評議員）の名簿
- 3 その他必要とする書類

注意事項

この請求書には副本を添えること。

様式第十九号の二の次に次の一様式を加える。

様式第19号の 3

特 別 代 理 人 選 任 請 求 書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者名

電話 ()

印

下記により医療法人の特別代理人を選任していただきたく、医療法第46条の4第6項の規定により請求します。

記

1 特別代理人の選任候補者

住 所

氏 名

生年月日

職 業

理事長との続柄

特別代理人の選任候補とした理由

2 選任を必要とする理由

添付書類

- 1 選任請求に関する事項を記載した書類 (社団にあっては社員総会の議事録の写し、財団にあっては理事会及び評議員会の議事録の写し)
- 2 特別代理人の履歴書、就任承諾書及び印鑑証明書
- 3 その他必要とする書類

注意事項

この請求書には副本を添えること。

様式第二十号から様式第二十七号までを次のように改める。

様式第20号

管理者理事就任免除認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者名

電話 ()

印

下記のとおり医療法人の理事に病院（診療所・介護老人保健施設）の管理者を加えないこととしたいので、医療法第47条第1項ただし書及び医療法施行規則第31条の5の規定により申請します。

記

1 理事に加えない管理者の住所及び氏名

2 当該管理者の管理する病院（診療所・介護老人保健施設）の名称及び所在地

3 当該管理者を理事に加えない理由

添付書類

社団にあっては社員総会の議事録の写し、財団にあっては理事会及び評議員会の議事録の写し

注意事項

この申請書には副本を添えること。

様式第21号

定款（寄附行為）変更認可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者名

電話 ()

印

下記のとおり医療法人の定款（寄附行為）を変更したいので、医療法第50条第1項及び医療法施行規則第32条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容の概要

2 変更の理由

添付書類

- 1 定款（寄附行為）新旧対照表、現行の定款（寄附行為）及び変更後の定款（寄附行為）
- 2 定款（寄附行為）に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類（社団にあっては社員総会の議事録の写し、財団にあっては理事会及び評議員会の議事録の写し）
- ◎ 新たに病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、図面等
- 3 病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、図面等
- 4 定款（寄附行為）変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 5 当該病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- ◎ 医療法第42条各号に掲げる業務を行う場合は、上記書類のうち1. 2及び4の書類のほか次の書類
- 6 医療法第42条各号に掲げる業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類、図面等
- ◎ 社会医療法人である医療法人が医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合は、上記書類のうち1. 2及び4の書類のほか次の書類
- 7 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類

注意事項

この申請書には副本を添えること。

様式第22号

定款（寄附行為）変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者名

電話 ()

印

下記のとおり医療法人の定款（寄附行為）を変更したので、医療法第50条第3項の規定により届け出ます。

記

1 変更事項（該当する番号を○で囲むこと。）

(1) 事務所の所在地

(2) 公告の方法

2 変更内容の概要

3 変更の理由

添付書類

- 1 定款（寄附行為）新旧対照表
- 2 定款（寄附行為）に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類（社団にあっては社員総会の議事録の写し、財団にあっては理事会及び評議員会の議事録の写し）
- 3 変更後の定款（寄附行為）

注意事項

この届出書には副本を添えること。

様式第23号

医療法人事業報告書等届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者名

電話

()

印

年度の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

様式第24号

医療法人解散認可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者名

電話

()

印

下記の事由により医療法人を解散したいので、医療法第55条第6項及び医療法施行規則第34条の規定により申請します。

記

解散事由

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 社会医療法人にあっては、医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
- 7 社会医療法人債を発行した医療法人にあっては、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表、公認会計士又は監査法人の監査報告書（監査報告書については、社会医療法人に限る。）

注意事項

この届出書には副本を添えること。

添付書類

- 1 解散の理由書
- 2 法、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類（社団にあっては社員総会の議事録の写し、財団にあっては理事会及び評議員会の議事録の写し）
- 3 財産目録及び貸借対照表
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 5 清算人の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書

注意事項

この申請書には副本2通を添えること。

様式第25号

医療法人解散届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人名称

清算人氏名

電話 ()

印

医療法第55条第1項第1号(同項第5号・同条第3項第1号)に掲げる事由により解散したので、同条第8項の規定により届け出ます。

記

添付書類

- 1 解散の理由書
- 2 定款(寄附行為)に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類(社団にあっては社員総会の議事録の写し、財団にあっては理事会及び評議員会の議事録の写し)
- 3 財産目録及び貸借対照表
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 5 解散及び清算人就任の登記事項証明書
- 6 清算人の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書

注意事項

この届出書には副本を添えること。

様式第26号

清算人就任届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人名称

清算人氏名

電話 ()

印

下記のとおり医療法人()の清算人が就任したので、医療法第56条の6の規定により届け出ます。

記

- 1 清算人の住所及び氏名^{フリガナ}

- 2 登記年月日

添付書類

- 1 登記事項証明書
- 2 清算人の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書

注意事項

この届出書には副本を添えること。

様式第26号の2

医療法人清算結了届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人名称

清算人氏名

電話 ()

印

年 月 日に清算を結了したので、医療法第56条の11の規定により届け出ます。

記

1 解散時の資産総額

2 解散及び清算諸費

- (1) 解散事務費
- (2) 借入金の返済
- (3) 未払金の清算
- (4) その他

3 残余財産の処分の概要

- (1) 残余財産の総額
- (2) 残余財産の処分の方法

添付書類

登記事項証明書

注意事項

この届出書には副本を添えること。

様式第27号

医療法人合併認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者の住所

申請者の名称

電話 ()

印

下記のとおり医療法人の合併に係る認可を受けたいので、医療法第57条第5項及び医療法施行規則第35条の規定により申請します。

記

主たる事務所の所在地		社団財団の別	社団・財団
合併する各医療法人	主たる事務所の所在地	社団財団の別	社団・財団
	主たる事務所の所在地	社団財団の別	社団・財団
合併後の医療法人	主たる事務所の所在地	社団財団の別	社団・財団
合併後開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設			

添付書類

- 1 合併の理由書
- 2 医療法第57条第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類
(社団にあっては社員総会の議事録の写し、財団にあっては理事会及び評議員会の議事録の写し)
- 3 合併契約書の写し
- 4 合併認可申請者が法第60条の規定により選任された者であることを証する書類
- 5 合併後の医療法人の定款又は寄附行為
- 6 合併前の各医療法人の定款又は寄附行為
- 7 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 8 合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 9 合併後新たに就任する役員の内任承諾書及び履歴書
- 10 合併後に開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

注意事項

この申請書には副本2通を添えること。

様式第三十号の二から様式第三十三号までを次のように改める。

様式第30号の2

残余財産処分認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人名称

清算人氏名

電話

印

医療法人の解散による残余財産の処分に係る認可を受けたいので、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の医療法第56条第2項（同条第3項）の規定により認可を申請します。

添付書類

- 1 解散の理由書
- 2 財産目録及び貸借対照表
- 3 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 4 残余財産を他に帰属させるときは、帰属者の同意書
- 5 社団たる医療法人については、総社員の同意を得たことを証する書類

注意事項

- 1 この申請書には副本を添えること。
- 2 改正前の医療法第56条の規定
 - 第1項 解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産開始手続開始の決定による解散の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。
 - 第2項 社団たる医療法人の財産で、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を経、且つ、都道府県知事の認可を受けて、これを処分する。
 - 第3項 財団たる医療法人の財産で、第1項の規定により処分されないものは、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者にこれを帰属させる。
 - 第4項 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

様式第30号の3

診療所病床設置届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

開設者の住所

開設者の氏名

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話 () ()

印

診療所に病床を設置したので、医療法施行令第3条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

1	診療所の名称							
2	診療所の所在地等	〒	電話	() ()	フナクシミリ	() ()		
3	設置年月日	年	月	日				
4	診療科目							
5	届出理由	医療法施行規則第1条の14第7項第 号該当						
6	病室及び病床数	療養病室	病床数	一般病室	病床数	計	室	床
7	各病室の病床数等	うち今回届出分		室		室		計
		病室名	病床の別	病床数	床面積(内法)	一人当たり床面積(内法)	隣接する廊下幅(中・片)	床

添付書類

- 1 敷地の平面図
- 2 建物の平面図(縮尺100分の1～200分の1程度)
 - ・ 各室の用途、病床数、面積及び廊下の幅を明示すること。
 - ・ 設置により変更が生じる場合は、変更内容及びその部分を明示すること。

様式第31号

病院（診療所）開設許可（届出）事項変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名

印

（法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話 （ ）

病院（診療所）の開設許可（届出）に係る事項を変更したので、医療法施行令第4条第1項（第4条の2第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称	〒
2 開設場所	電話 （ ） フラクシミリ （ ）
3 開設許可	年 月 日 宮城県 （ ） 指令第 号
4 変更理由	
5 変更した事項（該当する記号を○で囲むこと。）	(1) 医療法施行令第4条第1項関係 イロハ 開設者の住所及び氏名 ハ 診療科目 ニ 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であつて現に勤務するものであるときは、その旨に勤務し、又は病院若しくは診療所に病床数及び病室の種別ごとの病床数を減少させる場合に限る。 ホ 定款、審附行為又は条例に汚水を排出しようとする公共用水域の種類及び名称その他の医療法施行規則第1条の14第2項各号に掲げる事項 ヘト 医療法施行令第4条及び氏名管理 (2) イ
6 変更の内容	変更後 変更前
7 変更年月日	年 月 日

注意事項

1 病院については「5 変更した事項」の(1)イから(2)イまで、診療所については(1)イからハ及び(2)イに該当する場合に届け出ることとし、該当する記号を○で囲むこと。

及び(2)イに該当する場合に届け出ることとし、該当する記号を○で囲むこと。

- 「5 変更した事項」の(2)ロの変更については、変更後の名称にフリガナを付けること。
- 「5 変更した事項」の(2)イの変更については、管理者の臨床研修修了登録証の写し及び履歴書を添付すること。ただし、(1)平成16年4月1日に現に医師免許を受けている者又は平成18年4月1日に現に歯科医師免許を受けている者（各日の前に免許申請を行つた者を含む。）は、臨床研修修了登録証の写しに代えて免許証の写し、(2)再教育訓練の命令を受けた者は、臨床研修修了登録証（(1)の場合には免許証）の写し、再教育研修修了登録証の写し及び履歴書を添付すること。
- 「6 変更の内容」については、変更前後の関係が分かるように記載し、又は新旧対照表等を添付すること。

様式第31号の2

助産所開設許可 (届出) 事項変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名

印

(法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)
電話 ()

助産所の開設許可 (届出) に係る事項を変更したので、医療法施行令第4条第1項 (第4条の2
第2項) の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称	〒
2 開設場所	電話 () フラクシミリ ()
3 開設許可	年 月 日 宮城県 () 指令第 号
4 変更理由	
5 変更した事項 (後当する開 記号を○で むむこと。)	(1) 医療法施行令第4条第1項関係 イロ 名称、客附行為又は条例 ハ 開設者の住所及び氏名 (2) イロ 医療法施行令第4条の2第2項関係 イロ 管理者の住所及び氏名、又は医療法施行規則第15条の2第2項の規定 により嘱託医師の住所を定めたものとみなす場合の嘱託する病院若しくは診療 所の住所及び名称 ハ 医療法施行規則第15条の2第3項の規定により嘱託する病院又は診療 所の住所及び名称
6 変更の内容	変更後 変更前
7 変更年月日	年 月 日

注意事項

- 1 「5 変更した事項」の(1)イロの変更については、変更後の名称にフリガナを付けること。
- 2 「5 変更事項」の(2)イロの変更については、管理者の免許証の写し及び履歴書を添付すること。

- 3 嘱託医師の免許証の写し及び当該医師に嘱託した旨の書類 (注1)、又は医療法施行規則第15条の2第2項適用の場合は、当該病院又は診療所が診療科中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが対応を行うことを病院又は診療所に嘱託した旨の書類 (注1)
- 4 産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所に嘱託した旨の書類 (注1)
- 5 「6 変更の内容」については、変更前後の関係が分かるように記載し、又は新旧対照表等を添付すること。

注1：契約書、同意書、証明書等

様式第32号

診療所病床設置届出事項変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

開設者の住所
開設者の氏名

印

(法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)
電話 ()

診療所の病床設置届出に係る事項を変更したので、医療法施行令第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称	〒		
2 開設場所	電話	()	フテクシミリ ()
3 開設許可 (届) 年月日	年	月	日 宮城県 () 指令第 号
4 変更理由			
5 変更した事項	病床数及び病床の種類ごとの病床数並びに各病室の病床数 (医療法施行規則第1条の14第9項の規定に該当する場合に限る。)		
6 変更の内容	変更後		
	変更前		
7 変更年月日	年	月	日

注意事項
「6 変更の内容」については、変更前後の関係が分かるように記載し、又は新旧対照表等を添付すること。

様式第33号

診療所開設届出事項変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

開設者の住所
開設者の氏名

印

診療所の開設届出に係る事項を変更したので、医療法施行令第4条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称	〒		
2 開設場所	電話	()	フテクシミリ ()
3 変更理由	(1) 開設者の住所及び氏名 (2) 名称 (3) 開設の場所 (4) 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であって、現に病院又は診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨 (5) 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であって、同時に二以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨 (6) 診療科名 (7) 従業者の定員 (8) 管理者の住所及び氏名 (9) 診療に従事する臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間 (10) 薬剤師の氏名 (11) 敷地周囲の見取図 (12) 敷地の面積及び平面図 (13) 建物の構造概要及び平面図 (14) 歯科技工室の構造設備の概要 (15) 病室数及び病床の種類ごとの病床数並びに各病室の病床数及び患者入院定員		
5 変更の内容	変更後		
	変更前		

6 日	変更年月				
		年	月	日	

注意事項

- 1 「4 変更した事項」の②の変更については、変更後の名称にフリガナを付けること。
- 2 「4 変更した事項」の⑨に掲げる事項の変更については、臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師の臨床研修修了登録証の写しを添付すること。ただし、(1)平成16年4月1日に現に医師免許を受けている者又は平成18年4月1日に現に歯科医師免許を受けている者(各日の前に免許申請を行った者を含む。)は、臨床研修修了登録証の写しに代えて免許証の写し、(2)再教育訓練の命令を受けた者は、臨床研修修了登録証(①の場合は免許証)の写し及び再教育研修修了登録証の写しを添付すること。
- 3 「4 変更した事項」の⑩に掲げる事項の変更については、薬剤師の免許証の写しを添付すること。
- 4 「4 変更した事項」の⑪から⑬までに掲げる事項の変更については、新旧の平面図(各室の用途、面積、入院定員及び廊下の幅を明示したもの)を添付すること。
- 5 「5 変更の内容」については、変更前後の関係が分かるように記載し、又は新旧対照表等を添付すること。

様式第三十三号の次に次の一様式を加える。

様式第33号の2

助産所開設届出事項変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名
電話 () 印

助産所の開設届出に係る事項を変更したので、医療法施行令第4条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称	〒
2 開設場所	電話 () フラクシミリ ()
3 変更理由	
4 変更した事項(該当する番号を○で囲むこと。)	(1) 開設者の住所及び氏名 (2) 名称 (3) 従業者の定員 (4) 敷地の面積及び平面図 (5) 建物の構造概要及び平面図 (6) 開設者が現に助産所を開設若しくは管理し、又は助産所に勤務する者であるときはその旨 (7) 同時に二以上の助産所を開設しようとする者であるときはその旨 (8) 管理者の住所及び氏名 (9) 業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間 (10) 嘱託医師の住所及び氏名、又は医療法施行規則第15条の2第2項の規定により嘱託医師を定めたものとみなす場合の嘱託する病院若しくは診療所の住所及び名称 (11) 医療法施行規則第15条の2第3項の規定により嘱託する病院又は診療所の住所及び名称
5 変更の内容	変更後 変更前
6 変更年月日	年 月 日

注意事項

- 「4 変更した事項」の(2)の変更については、変更後の名称にフリガナを付けること。
- 「4 変更した事項」の(8)の変更については、管理者の免許証の写し及び履歴書を添付すること。
- 「4 変更した事項」の(9)の変更については、助産師の免許証の写しを添付すること。
- 「4 変更した事項」の(10)の変更については、嘱託医師の免許証の写し及び当該医師に嘱託した旨の書類(注1)、又は医療法施行規則第15条の2第2項適用の場合は、当該病院又は診療所が診療科中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが対応を行うことを病院又は診療所に嘱託した旨の書類(注1)
- 「4 変更した事項」の(11)の変更については、産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことのできる病院又は診療所に嘱託した旨の書類(注1)
- 「6 変更の内容」については、変更前後の関係が分かるように記載し、又は新旧対照表等を添付すること。

注1： 契約書、同意書、証明書等

様式第三十四号を次のように改める。

様式第34号

病院（診療所）開設届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

開設者の住所
開設者の氏名

印

（法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話 （ ）

病院（診療所）を開設したので、医療法施行令第4条の2第1項の規定により、次のとおり届け
出ます。

1 名称	〒		
2 開設場所	電話	() ()	フテクシミリ () ()
3 開設許可	年 月 日	付け宮城県 () 指令第 号	
4 開設年月日	年 月 日		
5 管理者の住所 及び氏名			
6 診療に従事する臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師に関する事項	氏 名	担当診療科名	診療日
			診療時間
7 薬剤師の氏名			

添付書類

- 1 管理者の履歴書及び臨床研修修了登録証の写し。ただし、(1)平成16年4月1日に現に医師免許を受けている者又は平成18年4月1日に現に歯科医師免許を受けている者（各日の前に免許申請を行った者を含む。）は、臨床研修修了登録証の写しに代えて免許証の写し、(2)再教育訓練の命令を受けた者は、臨床研修修了登録証（(1)の場合は免許証）の写し及び再教育研修修了登録証の写し
- 2 診療に従事する医師並びに歯科医師の臨床研修修了登録証の写し。ただし、(1)平成16年4

月1日に現に医師免許を受けている者又は平成18年4月1日に現に歯科医師免許を受けている者(各日の前に免許申請を行った者を含む。)は、臨床研修修了登録証の写しに代えて免許証の写し、(2)再教育訓練の命令を受けた者は、臨床研修修了登録証(1)の場合は免許証)の写し及び再教育研修修了登録証の写し

3 薬剤師の免許証の写し

様式第三十四号の次に次の二様式を加える。

様式第34号の2

助産所開設届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所
開設者の氏名

印

(法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)
電話 ()

助産所を開設したので、医療法施行令第4条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称	〒		
2 開設場所	電話 ()	フテクシミリ ()	()
3 開設許可	年 月 日	付け宮城県 ()	指令第 号
4 開設年月日	年 月 日		
5 管理者の住所及び氏名			
6 業務に従事する助産師に関する事項	氏 名	勤務の日	勤務時間
7 薬剤師の氏名			
8 嘱託医師等に関する事項 (分娩を取り扱う助産所のみ記載)	嘱託医師の住所及び氏名、又は医療法施行規則第15条の2第2項適用により、嘱託医師を定めたものとみなす場合の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称 医療法施行規則第15条の2第3項の規定により嘱託する病院又は診療所の住所及び名称		

添付書類

- 1 管理者の履歴書及び免許証の写し
- 2 業務に従事する助産師及び薬剤師の免許証の写し
- 3 嘱託医師の免許証の写し及び当該医師に嘱託した旨の書類 (注1)、又は医療法施行規則第15条の2第2項適用の場合は、当該病院又は診療所が診療科中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが対応を行うことを病院又は診療所に嘱託した旨の書類 (注1) (分娩を取り扱う助産所のみ)
- 4 産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所に嘱託した旨の書類 (注1) (分娩を取り扱う助産所のみ)

注1： 契約書、同意書、証明書等

様式第三十五号から様式第四十八号までを次のように改める。
様式第35号 削除

様式第36号

医療法人登記完了届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名
電話 () 印

下記のとおり登記を完了したので、医療法施行令第5条の12の規定により届け出ます。

記

1 登記事項

2 登記年月日

添付書類
登記事項証明書

注意事項

この届出書には副本を添えること。

様式第37号

医療法人役員変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者名

電話 ()

印

下記のとおり役員の変更がありましたので、医療法施行令第5条の13の規定により届け出ます。
記

就任(退任)年月日	役職名	退任した役員の氏名	就任した役員の氏名

添付書類

- 1 新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書
- 2 新たに就任した役員が開設・経営上利害関係にある営利法人等の役員を兼務する場合は、当該営利法人との取引内容が確認できる書類（契約書等）

注意事項

この届出書には副本を添えること。

様式第37号の2 削除

様式第38号

エックス線装置備付届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

管理者の住所
管理者の氏名

印

診療の用に供するエックス線装置を備えたので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第24条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は診療所に関する事項

名称	〒
所在地	電話： フックシミリ：

2 エックス線装置に関する事項

製作者名		
型式		
定格出力	変圧器式	(kV) (mA) 秒
	透視	(kV) (mA)
台数及びエックス線管の数	蓄放式	(kV) (μF)
		台 管球
用途	直接撮影用・断層撮影・透視用・CT・乳房撮影用・胸部集検用間接撮影・ 口内法撮影用・歯科用パノラマ断層撮影・輸血用血液照射・骨塩定量分析・ 治療用・その他 ()	
	エックス線診療室・手術室・病室・ICU等・在宅・検診車	
使用場所	特別の理由により以下の使用室(放射線診療室)においての使用	
	有・無	
(有の場合)	使用室	診療用高エネルギー放射線発生装置使用室・診療用放射性同位元素 使用室・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室・診療用放射 線照射装置使用室・その他 ()
	理由	位置決め・吸収補正・重ね合わせ・その他 ()

3 エックス線装置及びエックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防装置の概要に関する事項

エックス線管の容器及び照射筒の利用線管以外のエックス線量(空気カーブ率)		
下記の治療用及び口内法撮影用以外の装置	エックス線管焦点から1mで1.0mGy/時以下になる構造	有・無
治療用	50kV以下	装置の接触可能表面から5cmで1.0mGy/時以下になる構造
規格管電圧	50kVを超える	エックス線管焦点から1mで10mGy/時以下かつ装置の接触可能表面から5cmで300mGy/時以下になる構造
口内法撮影用	125kV以下	エックス線管焦点から1mで0.25mGy/時以下になる構造
コンデンサ式高電圧装置	充電状態で照射時以外るとき装置の接触可能表面から5cmで20μGy/時以下になる構造	有・無

附加濾過板

輸血用血液照射, 治療用及び下記以外の装置	mmAl当量 (2.5mm以上)
口内法撮影用	70kV以下 mmAl当量 (1.5mm以上)
乳房撮影用	50kV以下 mmMo当量 (0.03mm以上)

エックス線装置の防護

患者への入射線量率が50mGy/分以下になる構造(高線量率透視制御装置の場合は、125mGy/分以下)	有・無
一定時間経過時に警告音を発することができる透視時間を積算するタイマー	有・無
エックス線管管点皮膚間距離が30cm以上(手術の場合は20cm以上)となる装置又は当該皮膚管点間距離未満で照射することを防止するインターロック	有・無
エックス線管管点受像器間距離において、受像面を超えないように照射野を絞る装置	有・無
受像器を通過したエックス線は、受像器の接触可能表面から10cmで150μGy/時以下になる構造	有・無
最大受像面を3.0cm超える部分を通じたエックス線は、当該部分の接触可能表面から10cmで150μGy/時以下になる構造	有・無
利用線管以外のエックス線を有効にしゃへいするための適切な手段(散乱線に対する放射線診療従事者等の放射線防護手段)	有・無

撮影用(胸部集検用間接撮影を除く)	下記以外の装置		有・無		
	口内法撮影用	照射筒の端の照射野の直径が6cm以下			
エックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置(CT以外)	乳房撮影用	患者の胸壁に近い患者支持器の縁を超える広がりか5mmを超えず、かつ、受像面の縁を超える照射野の広がりか焦点受像器間距離の2%を超えない	有・無		
	下記以外の装置	45cm以上になる構造	有・無		
エックス線管焦点受像器間距離(乳房撮影用以外の拡大撮影を行う場合及び骨塩定量分析を除く)	口内法撮影用	定格管電圧	70kV以下	15cm以上になる構造	有・無
		70kVを超える	20cm以上になる構造	有・無	
	歯科用パノラマ断層撮影	移動型及び携帯型	20cm以上になる構造	有・無	
		CT	15cm以上になる構造	有・無	
	乳房撮影用(拡大撮影に限る)	20cm以上になる構造	有・無		
	エックス線管焦点及び患者から2m以上離れた位置において操作できる構造			有・無	
	保管条件	保管場所名	保管場所の施設、キーサイト等の管理	有・無	
				特別な理由により移動して使用(病室等)	
	使用条件	エックス線診療室内に据え置いて使用		有・無	
		手術室で使用(一時的に管理区域を設定)		有・無	
その他()		有・無			
胸部集検用間接撮影	利用線維角が锥形となり、かつ、利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置		有・無		
	受像器の一次防護しゃへい体は、装置の接触可能表面から10cmの距離において、1ばく射につき1.0μGy以下になる構造		有・無		
	被照射体周囲の箱状のしゃへい物から10cmの距離において、1ばく射につき1.0μGy以下になる構造		有・無		
	濾過板が引き抜かれたときにエックス線の発生を遮断するインターロック		有・無		
治療用	一室に2台以上のエックス線装置を備えている場合の同時照射防止措置		有・無		

エックス線診療室の構造設備				
エックス線診療室名		有・無		
天井、床及び周囲の隔壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置				
区分	構造	材料	厚さ(cm)	
				天井
床	東	西	南	
				北
				その他の開口部
出入口の扉				
操作室	有・無(理由:)			
エックス線診療室である旨を示す標識				
目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者に対するもの		有・無	
	従事者に対するもの		有・無	
出入口に使用中の表示		有・無		
管理区域				
管理区域を設ける場所		別添図面のとおり		
境界における外部放射線の実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置		有・無		
管理区域内に人がみだりに立ち入らないような措置		有・無		
管理区域である旨を示す標識		有・無		
敷地の境界等における防護				
居住区域及び敷地境界の実効線量が250μSv/3月以下となる防護措置		有・無		
入院患者(診療により被ばくする放射線を除く)の実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置		有・無		

エックス線診療室で診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の使用	有・無
放射線診療従事者等の被ばく防止	
防護措置 (放射線防護用具等)	<input type="checkbox"/> 防護衣 (mmPb) <input type="checkbox"/> 防護術立 (mmPb) <input type="checkbox"/> 防護手袋 (mmPb) <input type="checkbox"/> その他 ()
被ばく線量の測定方法 (放射線測定器)	<input type="checkbox"/> 蛍光ガラス線量計 <input type="checkbox"/> OSL線量計 <input type="checkbox"/> 電子式ポケット線量計 <input type="checkbox"/> TLD <input type="checkbox"/> その他 ()

4 エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴

氏名	職種	エックス線診療に関する経歴(免許登録番号及び登録年月日)
		第 号 年 月 日登録

5 備付日

年 月 日

注意事項

- 1 エックス線診療に従事する医師等の氏名欄には、従事する全員の氏名を記入すること。
- 2 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識及び使用中ランプ等の位置を明記したエックス線診療室の平面図及び断面図を添付すること(図面は、エックス線装置の位置、装置から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(m)、画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮図とする)。
- 3 移動型エックス線装置(移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合を除く。)の場合、装置周囲の空間線量率分布図と保管場所を明記した図面を添付すること。ただし、手術室で用いる場合には、画壁等の外側における漏えい線量の測定結果も添付すること。
- 4 漏えい放射線測定結果報告書の写し又はしゃべい計算書を添付すること(測定結果報告書は、測定条件・測定器の校正日等を明示すること)。

- 5 特別の理由によりエックス線診療室で診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を使用する場合には、適切な防護措置を講じた内容等を記載した書面を添付すること。
- 6 該当しない箇所、特に記入を要しないものについては、「－(横棒)」又は「/ (斜線)」を記入すること。
- 7 装置の性能等を記した仕様書又は参考となる資料(カタログ等)を添付すること。
- 8 別紙のエックス線装置備付一覧表を添付すること。

別紙

エックス線装置備付一覧表

整理番号	届出年月日	製作者名	型式(型番)	用途	使用場所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

注意事項

- 1 当該施設に備え付けられたエックス線装置をすべて記載すること。
- 2 用途の欄には、当該備付届出書の「2 エックス線装置に関する事項」の「用途」欄にある名称に準じて記載すること。
- 3 使用場所の欄には、医療法に基づいて許可を受けた室名等を記載すること。

様式第39号

診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置) 備付届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

管理者の住所
管理者の氏名

印

診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置)を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第25条(第25条の2)の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は診療所に関する事項

名称	
所在地	〒
電話	
フaxesミ	

2 診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置)に関する事項

製作者名		台数	
型式			
定格出力	エックス線		(MV)
	電子線		(MeV)
粒子線の発生装置の種類等()			(単位:)

3 診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置)及び診療用高エネルギー放射線発生装置使用室(診療用粒子線照射装置使用室)の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防装置の概要に関する事項

診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置)の防護	
発生管(照射管) 容器の利用線量(漏えい線量)が利用線量の放射線量の1/1000以下になるようしゃへいされている構造	有・無
照射終了直後の不必要な放射線からの被ばくを低減するための適切な防護措置(保守作業として部品等を取り扱う必要がある場合の防護措置)	有・無
放射線発生時(照射時)にその旨を自動的に表示する装置	有・無
使用室の出入口開放時の放射線発生(照射)を遮断するインターロック	有・無

診療用高エネルギー放射線発生装置使用室（診療用粒子線照射装置使用室）の構造設備

使用室名	天井、床及び周囲の隔壁外側の実効線量が1mSv／週以下となる措置		有・無
区分	構造	材料	厚さ (cm)
天井			
床			
防護物の概要 周囲の画壁	東		
	西		
	南		
	北		
出入口の扉			
出入口数	常時出入りする出入口		箇所
	その他 (非常口等)		箇所
放射線発生時 (照射時) の自動表示装置			有・無
診療用高エネルギー放射線発生装置使用室 (診療用粒子線照射装置使用室) である旨を示す標識			有・無
目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者に対するもの		有・無
	従事者に対するもの		有・無
監視用モニター装置等の設置			有・無
使用室内でのエックス線装置の使用			有・無
放射化物保管設備又は放射化物のみを保管廃棄する保管廃棄設備			有・無
管理区域			
管理区域を設ける場所			別添図面のとおり
境界における外部放射線の実効線量が1.3mSv／3月以下となる措置			有・無
管理区域内に人がみだりに立ち入らないような措置			有・無
管理区域である旨を示す標識			有・無

敷地の境界等における防護

居住区域及び敷地境界の実効線量が250μSv／3月以下となる防護措置	有・無
入院患者 (診療により被ばくする放射線を除く) の実効線量を1.3mSv／3月以下とする防護措置	有・無
放射線診療従事者等の被ばく防止	
被ばく線量の測定方法 (放射線測定器)	<input type="checkbox"/> 蛍光ガラス線量計 <input type="checkbox"/> OSL線量計 <input type="checkbox"/> 電子式ポケット線量計 <input type="checkbox"/> TLD <input type="checkbox"/> その他 ()

4 診療用高エネルギー放射線発生装置 (診療用粒子線照射装置) を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏名	職種	放射線診療に関する経歴 (免許登録番号及び登録年月日)
	第	号 年 月 日登録

5 予定使用開始時期

年 月 日

注意事項

- 1 放射線診療に従事する医師等の氏名欄には、診療用高エネルギー放射線発生装置 (診療用粒子線照射装置) を使用する全員の氏名を記入すること。
- 2 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識及び使用中ランプ等の位置を明記した使用室の平面図及び立面図を添付すること (図面は、診療用高エネルギー放射線発生装置 (診療用粒子線照射装置) の位置、装置のアイソセンサーから天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離 (m)、画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮図とすること)。
- 3 使用室の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書 (放射線障害防止法第3条第2項による申請書の写等) を添付すること。
- 4 特別の理由により診療用高エネルギー放射線発生装置を手術室で使用する場合は、適切な防護措置を講じた内容を記載した書面を添付すること。
- 5 該当しない箇所、特に記入を要しないものについては、「- (横棒)」又は「/ (斜線)」を記入すること。
- 6 装置の性能等を記した仕様書又は参考となる資料 (カタログ等) を添付すること。

様式第40号

診療用放射線照射装置備付届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

管理者の住所
管理者の氏名

印

診療用放射線照射装置を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第26条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は診療所に関する事項

名称	
所在地	〒 電話： フアクシミリ：

2 診療用放射線照射装置に関する事項

製作者名	
型式	
個数	
装備する放射性同位元素の種類(核種)	
装備する放射性同位元素の種類(核種)	
用途	体外照射による放射線治療用・腔内又は組織内照射による放射線治療用・血管内照射による放射線治療用・核医学撮像装置の吸収補正用・その他()
使用場所	診療用放射線照射装置使用室・診療用放射性同位元素使用室・陽電子断層撮像診療用放射性同位元素使用室・エックス線診療室・その他()

3 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射装置使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射装置により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要に関する事項

診療用放射線照射装置の防護

放射線源収納容器(照射口閉鎖時)の空気カーマ率 μ Gy/時以下になるしゃへい	有・無
照射口に適当な二次電子透過板	有・無
使用室の出入口開放時の放射線発生を遮断するインターロック	有・無
照射口開閉用遠隔操作装置	有・無
(無の場合) 防護のための適当な設備(防護衛立等)	有・無

診療用放射線照射装置使用室の構造設備

使用室名		有・無	
主要構造部等は耐火構造又は不燃材料を用いた構造		有・無	
天井、床及び周囲の隔壁外側の実効線量が 1 mSv/週 以下となる措置		有・無	
区分	構造	材料	厚さ(cm)
天井	床	東	
		西	
		南	
		北	
防護物の概要			
周囲の画壁			
出入口の扉			
出入口数	常時出入りする出入口		箇所
	その他(非常口等)		箇所
出入口に装置使用中の自動表示(電源投入時)			有・無
出入口に放射線発生時(照射時)の自動表示装置			有・無
診療用放射線照射装置使用室である旨を示す標識			有・無

目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者に対するもの 従事者に対するもの	有 ・ 無 有 ・ 無
監視用モニター装置等の設置		有 ・ 無
使用室内でのエックス線装置の使用 (位置確認)		有 ・ 無
貯蔵施設の構造設備		
貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり
外部と区画された構造		有 ・ 無
貯蔵施設外側の実効線量が $1\text{ mSv}/\text{週}$ 以下となる措置		有 ・ 無
貯蔵室又は貯蔵箱の隔壁等の材質		有 ・ 無
主要構造部等	耐火構造	有 ・ 無
出入口の構造等	開口部 特定防火設備に該当する防火戸 常時出入りする出入口 その他 (非常口等)	有 ・ 無 箇所 箇所
主要構造部等	耐火構造	有 ・ 無
貯蔵箱等	扉やふた等開放時の 1 m の距離における実効線量が $100\ \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以下となる措置	有 ・ 無
貯蔵容器	有 ・ 無 (理由:)	
耐火性の構造		有 ・ 無
材質		
(有の場合) 貯蔵時の 1 m の距離における実効線量が $100\ \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以下となる措置		有 ・ 無
貯蔵容器である旨を示す標識		有 ・ 無
扉	ふた等外部に通ずる部分に、かきその他閉鎖のための設備又は器具	有 ・ 無
貯蔵施設である旨を示す標識		有 ・ 無
受皿、吸収材その他汚染のひろがり防止するための設備又は器具		有 ・ 無
目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無

運搬容器の構造設備		
材質		
運搬時の 1 m の距離における実効線量が $100\ \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以下となる措置		有 ・ 無
運搬容器である旨を示す標識		有 ・ 無
運搬する放射性同位元素の種類及び数量 (ベクレル単位) の表示		有 ・ 無
放射線治療病室の構造設備		
使用室名		
天井、床及び周囲の隔壁外側の実効線量が $1\text{ mSv}/\text{週}$ 以下となる措置		有 ・ 無
区分	構造	材料
天井		
床		
防護物の概要	東	
	西	
	南	
	北	
周囲の画壁		
出入口の扉		
1室に2名以上を入院させる場合の患者の防護措置		有 ・ 無
放射線治療病室である旨を示す標識		有 ・ 無
内部の壁、床等の構造	突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまが少なくない構造	有 ・ 無
	平滑で、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げ	有 ・ 無
目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者に対するもの 従事者に対するもの	有 ・ 無 有 ・ 無
治療を受けている患者に対する適当な標示		有 ・ 無

管理区域	
管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
境界における外部放射線の実効線量が1.3mSv / 3月以下となる措置	有 ・ 無
管理区域内に人がみだりに立ち入らないような措置	有 ・ 無
管理区域である旨を示す標識	有 ・ 無

敷地の境界等における防護	
居住区域及び敷地境界の実効線量が250μSv / 3月以下となる防護措置	有 ・ 無
入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量を1.3mSv / 3月以下とする防護措置	有 ・ 無

放射線診療従事者等の被ばく防止	
防護措置 (放射線防護用具等)	<input type="checkbox"/> 鉗子・ピンセット等 <input type="checkbox"/> 防護衣 (mmPb) <input type="checkbox"/> 防護衝立 (mmPb) <input type="checkbox"/> 防護手袋 (mmPb) <input type="checkbox"/> その他 ()
被ばく線量の測定方法 (放射線測定器)	<input type="checkbox"/> 蛍光ガラス線量計 <input type="checkbox"/> OSL線量計 <input type="checkbox"/> 電子式ポケット線量計 <input type="checkbox"/> TLD <input type="checkbox"/> その他 ()

4 診療用放射線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏名	職種	放射線診療に関する経歴 (免許登録番号及び登録年月日)
	第	号 年 月 日登録

5 予定使用開始時期

年	月	日
---	---	---

注意事項

- 1 放射線診療に従事する医師等の氏名欄には、診療用放射線照射装置を使用する全員の氏名を記入すること。
- 2 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識及び使用中ランプ等の位置を明記した診療用放射線照射装置使用室、貯蔵施設及び放射線治療病室の平面図及び立面図を添付すること（図面は、線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（m）、画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮図とすること）。
- 3 使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書（放射線障害防止法第3条第2項による申請書の写等でも可）を添付すること。
- 4 該当しない箇所、特に記入を要しないものについては、「－（横棒）」又は「／（斜線）」を記入すること。
- 5 装置の性能等を記した仕様書又は参考となる資料（カタログ等）を添付すること。

様式第41号

診療用放射線照射器具備付届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

管理者の住所
管理者の氏名
印

診療用放射線照射器具を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は診療所に関する事項

名称	
所在地	〒 電話： フアクシミリ：

2 診療用放射線照射装置に関する事項

型 式	個 数	種 類 (核種)	物理的半減期が30日以下の場合			
			数 量	最大貯蔵予定数量	一日最大使用予定数量	用途
			Bq	Bq	Bq	Bq
			Bq	Bq	Bq	Bq
			Bq	Bq	Bq	Bq
			Bq	Bq	Bq	Bq
			Bq	Bq	Bq	Bq
使 用 場 所	診療用放射線照射器具使用室・診療用放射線照射装置使用室・放射線治療病室・エックス線診療室・診療用放射性同位元素使用室・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室・ICU及びCCU・手術室・その他()					

3 診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要に関する事項

診療用放射線照射器具使用室の構造設備			
使用室名			有・無
天井、床及び周囲の隔壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置			
区分	構造	材料	厚さ (cm)
天井			
床	東		
	西		
	南		
	北		
出入口の扉			
出入口数	常時出入りする出入口	箇所	
	その他 (非常口等)	箇所	
診療用放射線照射器具使用室である旨を示す標識			
目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		患者に対するもの	有・無
		従事者に対するもの	有・無
使用室内でのエックス線装置の使用 (位置確認)			有・無
貯蔵施設の構造設備			
貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり	
外部と区画された構造			有・無
貯蔵施設外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置			有・無
貯蔵室又は貯蔵箱の隔壁等の材質			

貯蔵室	主要構造部等	耐火構造	有・無
	出入口の構造等	開口部 出入口の数 その他(非常口等)	特定防火設備に該当する防火戸 常時出入りする出入口 箇所
貯蔵箱等	主要構造部等	耐火構造	有・無
	扉やふた等開放時の1mの距離における実効線量が100 μ Sv/時以下となる措置		有・無
貯蔵容器	有・無(理由:)		
	耐火性の構造		有・無
(有の場合)	材質		有・無
	貯蔵時の1mの距離における実効線量が100 μ Sv/時以下となる措置		有・無
	貯蔵容器である旨を示す標識		有・無
	貯蔵する放射性同位元素の種類及び数量(ベクレル単位)の表示		有・無
	扉、ふた等外部に通ずる部分に、かぎその他閉鎖のための設備又は器具		有・無
貯蔵施設である旨を示す標識	受皿、吸収材その他汚染のひろがりを防止するための設備又は器具		有・無
	目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示		有・無
	運搬容器の構造設備		
放射線治療病室の構造設備	材質		有・無
	運搬時の1mの距離における実効線量が100 μ Sv/時以下となる措置		有・無
	運搬容器である旨を示す標識		有・無
	運搬する放射性同位元素の種類及び数量(ベクレル単位)の表示		有・無
使用室名	天井、床及び周囲の隔壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置		有・無

防護物の概要	区分	構造	材料	厚さ (cm)
	天井			
床	周囲の壁画	東		
		西		
		南		
		北		
出入口の扉				
1室に2名以上を入院させる場合の患者の防護措置				
放射線治療病室である旨を示す標識				
内部の壁、床等の構造	突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまが少なくない構造			有・無
	平滑で、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げ			有・無
目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示	治療を受けている患者に対する適当な標識	患者に対するもの		有・無
		従事者に対するもの		有・無
管理区域				
管理区域を設ける場所			別添図面のとおり	
境界における外部放射線の実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置				有・無
管理区域内に人がみだりに立ち入らないような措置				有・無
管理区域である旨を示す標識				有・無
敷地の境界等における防護				
居住区域及び敷地境界の実効線量が250 μ Sv/3月以下となる防護措置				有・無
入院患者(診療により被ばくする放射線を除く)の実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置				有・無

放射線診療従事者等の被ばく防止		<input type="checkbox"/> 鉛子・ピンセット等	mm(Pb)
防護措置	<input type="checkbox"/> 防護衣 ()		mm(Pb)
(放射線防護用具等)	<input type="checkbox"/> 防護術立 ()		mm(Pb)
	<input type="checkbox"/> 防護手袋 ()		mm(Pb)
	<input type="checkbox"/> その他 ())
被ばく線量の測定方法	<input type="checkbox"/> 蛍光ガラス線量計		
(放射線測定器)	<input type="checkbox"/> OSL線量計		
	<input type="checkbox"/> 電子式ポケット線量計		
	<input type="checkbox"/> TLD		
	<input type="checkbox"/> その他 ())

4 診療用放射線照射器具を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏名	職種	放射線診療に関する経歴 (免許登録番号及び登録年月日)
	第	号 年 月 日登録

5 予定使用開始時期

年 月 日

注意事項

- 1 放射線診療に従事する医師等の氏名欄には、診療用放射線照射器具を使用する全員の氏名を記入すること。
- 2 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記した診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設及び放射線治療病室の平面図及び立面図を添付すること (図面は、線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離 (m)、画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮図とすること)。
- 3 使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書 (放射線障害防止法第3条第2項による申請書の写等でも可) を添付すること。
- 4 特別の理由により診療用放射線照射器具をICU、CCU及び手術室において一時的に使用する場合は、適切な防護措置及び汚染防護措置を講じた内容等を記載した書面を添付すること。
- 5 該当しない箇所、特に記入を要しないものについては、「- (横棒)」又は「/ (斜線)」を記入すること。

様式第42号

診療用放射線照射器具 (診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素) 翌年使用予定届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

管理者の住所
管理者の氏名

印

診療用放射線照射器具 (診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素) を備えているので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条第3項 (第28条第2項) の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は診療所に関する事項

名称	〒
所在地	電話： フラケシミリ：

2 翌年使用予定放射性物質に関する事項

物理的半減期30日以下の放射線照射器具	種類	型式	個数	種類						
				数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量
診療用放射性同位元素断層撮影用同位元素	種類	形状	数量	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq

注意事項

毎年12月20日までに提出すること。

様式第43号

放射性同位元素装備診療機器備付届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

管理者の住所
管理者の氏名

印

放射性同位元素装備診療機器を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は診療所に関する事項

名称	
所在地	〒 電話： フナクシミリ：

2 放射性同位元素装備診療機器に関する事項

製作者名	
型式	
台数	
装備する放射性同位元素の種類(核種)	
装備する放射性同位元素の数量	Bq
厚生労働大臣が定める放射性同位元素装備診療機器	<input type="checkbox"/> 骨塩定量分析装置 <input type="checkbox"/> ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キヤッチャ・デイクタ <input type="checkbox"/> 輸血用血液照射装置 <input type="checkbox"/> その他()
	種類 <input type="checkbox"/> 線量率及び線源収納容器の構造等が基準に適合 <input type="checkbox"/> 数量、線量率及び線源収納容器の構造等が基準に適合 <input type="checkbox"/> 機器本体にその旨を示す標識
適否	有・無

3 放射性同位元素装備診療機器の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要に関する事項

放射性同位元素装備診療機器使用室の構造設備

使用室名				
主要構造部等は耐火構造又は不燃材料を用いた構造				有・無
区分	構造	材料		厚さ (cm)
天井				
床				
防護物の概要 周囲の画壁	東			
	西			
	南			
	北			
出入口の扉				

扉等外部に通ずる部分に、かきその他閉鎖のための設備又は器具の設置

放射性同位元素装備診療機器使用室である旨を示す標識

目につきやすい場所に、放射線障害の防止に
患者に対するもの

必要な注意事項の掲示
従事者に対するもの

間仕切りを設けることその他適切な放射線障害の防止に関する予防措置

管理区域				
管理区域を設ける場所				別添図面のとおり
境界における外部放射線の実効線量が1.3mSv / 3月以下となる措置				有・無
管理区域内に人がみだりに立ち入らないような措置				有・無
管理区域である旨を示す標識				有・無
敷地の境界等における防護				
居住区域及び敷地境界の実効線量が250 μ Sv / 3月以下となる防護措置				有・無
入院患者(診療により被ばくする放射線を除く)の実効線量を1.3mSv / 3月以下とする防護措置				有・無

放射線診療従事者等の被ばく防止	
防護措置 (放射線防護用具等)	<input type="checkbox"/> 防護衣 () mmPb) <input type="checkbox"/> 防護衝立 () mmPb) <input type="checkbox"/> 防護手袋 () mmPb) <input type="checkbox"/> その他 ())
被ばく線量の測定方法 (放射線測定器)	<input type="checkbox"/> 蛍光ガラス線量計 <input type="checkbox"/> OSL線量計 <input type="checkbox"/> 電子式ポケット線量計 <input type="checkbox"/> TLD <input type="checkbox"/> その他 ())

4 放射線を人体に対して照射する放射性同位元素装備診療機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏名	職種	放射線診療に関する経歴(免許登録番号及び登録年月日)
	第	号 年 月 日登録

5 予定使用開始時期

年 月 日

注意事項

- 放射線診療に従事する医師等の氏名欄には、放射性同位元素装備診療機器を使用する全員の氏名を記入すること。
- 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記した放射性同位元素装備診療機器使用室の平面図及び立面図を添付すること(図面は、線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(m)、画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮図とする)。
- 使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書(放射線障害防止法第3条第2項による申請書の写等でも可)を添付すること。
- 該当しない箇所、特に記入を要しないものについては、「- (横棒)」又は「/ (斜線)」を記入すること。
- 機器の性能等を記した仕様書又は参考となる資料(カタログ等)を添付すること。

様式第44号

診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素) 備付届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

管理者の住所
管理者の氏名

印

診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第28条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は診療所に関する事項

名称	〒
所在地	電話： フラクシミリ：

2 診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)に関する事項に関する事項

種別	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素									
種類(核種)										
形状										
年間使用予定数量	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq
最大貯蔵予定数量	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq
1日の最大使用予定数量	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq
3月間の最大使用予定数量	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq	Bq
使用場所	診療用放射性同位元素使用室・放射線治療病室・手術室・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室・ICU及びCCU・その他()									

3 診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要に関する事項

診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の防護													
使用室名													
管理室	有・無												
患者専用便所 (排水設備との連結)	有・無												
準備室	有・無												
診療室 (処置室)	有・無												
使用室等の区画	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の場合												
操作室	有・無												
待機室	有・無												
(無の場合)	理由：												
主要構造部等は耐火構造又は不燃材料を用いた構造													
天井、床及び周囲の隔壁外側の実効線量が $1\text{ mSv}/\text{週}$ 以下となる措置													
区分	天井	床	周囲の画	出入口の	その他の開口部								
防護物の概要	構造	材料	厚さ (cm)	突起物、くぼみ	目地のすきま	表面の平滑性	耐腐食性・耐浸透性	天井	床	周囲の画	出入口の	その他の開口部	
内装の状況	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
出入口	出入口数		常時出入りする出入口		その他 (非常口等)		箇所						

診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室である旨を示す標識	有・無	
汚染検査に必要な放射線測定器	有・無	
出入口付近	汚染除去に必要な 洗浄設備 (排水設備との連結) 更衣設備	有・無
準備室	フード、グローブボックス等 (排気施設への連結) 洗浄設備 (排水設備との連結)	有・無
目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者に対するもの 従事者に対するもの	有・無
使用室内でのエックス線装置又はMRI装置の使用	有・無	有・無
(有の場合)	<input type="checkbox"/> 核医学撮像装置の吸収補正用 (CT撮影) <input type="checkbox"/> 核医学撮像装置の画像の重ね合わせ (CT撮影・MRI撮影) <input type="checkbox"/> 単独撮影 (CT撮影・MRI撮影)	有・無 (理由：)
使用室内での診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の使用	有・無	有・無
(有の場合)	用途	<input type="checkbox"/> 核医学撮像装置の吸収補正用線源 <input type="checkbox"/> その他 ()
貯蔵施設の構造設備		
貯蔵室又は貯蔵箱の場所	別添図面のとおり	
外部と区画された構造	有・無	
貯蔵施設外側の実効線量が $1\text{ mSv}/\text{週}$ 以下となる措置	有・無	
貯蔵室又は貯蔵箱の隔壁等の材質	有・無	
主要構造部等	耐火構造	有・無
出入口の構造等	開口部	特定防火設備に該当する防火戸
	出入口の数	常時出入りする出入口
	その他 (非常口等)	
	箇所	

貯蔵箱等	主要構造部等	耐火構造	有・無
	扉やふた等開放時の1mの距離における実効線量が100 μ Sv/時以下となる措置		有・無
貯蔵容器	耐火性の構造		有・無
	材質		
	貯蔵時の1mの距離における実効線量が100 μ Sv/時以下となる措置		有・無
	気密な構造(容器の外における空気を汚染するおそれのある場合)		有・無
	液体がこぼれにくい構造(液体状のものを入れる場合)		有・無
	液体が浸透しにくい材料を使用(液体状のものを入れる場合)		有・無
	貯蔵容器である旨を示す標識		有・無
	貯蔵する放射性同位元素の種類及び数量(ベクレル単位)の表示		有・無
	扉、ふた等外部に通ずる部分に、かきその他閉鎖のための設備又は器具		有・無
	貯蔵施設である旨を示す標識		有・無
受皿、吸収材その他汚染のひろがり防止するための設備又は器具		有・無	
目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示		有・無	
運搬容器の構造設備			
材質			
運搬時の1mの距離における実効線量が100 μ Sv/時以下となる措置		有・無	
気密な構造(容器の外における空気を汚染するおそれのある場合)		有・無	
液体がこぼれにくい構造(液体状のものを入れる場合)		有・無	
液体が浸透しにくい材料を使用(液体状のものを入れる場合)		有・無	
運搬容器である旨を示す標識		有・無	
運搬する放射性同位元素の種類及び数量(ベクレル単位)の表示		有・無	
廃棄施設			
廃棄施設の外側における実効線量が1mSv/週以下となる措置		有・無	

排水設備	構造、容量及び基数	地上式(六面体等)・その他()	貯留槽	m \times 基	希釈槽	m \times 基
		排水口における排水中の放射性同位元素濃度を規則に定める濃度以下とする能力又は排水監視施設				
	漏水、浸透及び腐食防止措置					
	排水採取設備					
	排水処理槽の上部開口部のふた又はさく等の立入防止措置					
	排水設備である旨を示す標識(排水管及び排水処理槽)					
	排風機の能力及び基数	台	m 3 /時 \times 基			
	排気浄化装置の台数及びフィルターの種類	台(種類:)				
	排気口における排気中の放射性同位元素濃度を規則に定める濃度限度以下とする能力又は排気監視設備					
	人が常時立ち入る場所の空気中の放射性同位元素濃度を規則に定める濃度限度以下とする能力					
	漏気及び腐食防止措置					
	故障時の汚染空気拡大防止装置(自動タンパー装置等)					
	排気設備である旨を示す標識(排気浄化装置、排気管及び排気口)					
	外部と区画された構造					
	保管廃棄設備					
扉、ふた等外部へのかき等の閉鎖設備又は器具の設置						
耐火性の構造						
気密な構造						
液体がこぼれにくい構造						
液体が浸透しにくい材料を使用						
保管廃棄容器である旨を示す標識						
保管廃棄設備である旨を示す標識						
陽電子断層撮影用放射性同位元素の場合						
目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示						
規則第30条の11第6項の規定による保管廃棄の実施						

有・無

放射線治療病室の構造設備			
使用室名			
天井、床及び周囲の隔壁外側の実効線量が1mSv／週以下となる措置	有・無		
区分	構造	材料	厚さ (cm)
天井			
床			
防護物の概要 周囲の画壁	東		
	西		
	南		
	北		
出入口の扉			
1室に2名以上を入院させる場合の患者の防護措置	有・無		
放射線治療病室である旨を示す標識	有・無		
内部の壁、床等の構造	突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまが少なくない構造	有・無	
	平滑で、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げ	有・無	
出入口付近	汚染除去に必要な放射線測定器	有・無	
		有・無	
	汚染除去に必要な 更衣設備	器材	有・無
		洗浄設備(排水設備との連結)	有・無
目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者に対するもの	有・無	
	従事者に対するもの	有・無	
治療を受けている患者に対する適当な標示	有・無		
管理区域			
管理区域を設ける場所	別添図面のとおり		
境界における外部放射線の実効線量が1.3mSv／3月以下となる措置	有・無		

空気中の放射性同位元素の3月間の平均濃度が規定期間で定める濃度の10分の1以下となる措置	有・無
放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が規定期間で定める密度の10分の1以下となる措置	有・無
管理区域内に人がみだりに立ち入らないような措置	有・無
管理区域である旨を示す標識	有・無
放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食又は喫煙の禁止措置	有・無
敷地の境界等における防護	
居住区域及び敷地境界の実効線量が250μSv／3月以下となる防護措置	有・無
入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量を1.3mSv／3月以下とする防護措置	有・無
放射線診療従事者等の被ばく防止	
防護措置	<input type="checkbox"/> 鉛子・ピンセット等 <input type="checkbox"/> 防護衣 () <input type="checkbox"/> 防護衝立 () <input type="checkbox"/> 防護手袋 () <input type="checkbox"/> その他 ()
(放射線防護用具等)	<input type="checkbox"/> 蛍光ガラス線量計 <input type="checkbox"/> OSL線量計 <input type="checkbox"/> 電子式ポケット線量計 <input type="checkbox"/> TLD <input type="checkbox"/> その他 ()
被ばく線量の測定方法 (放射線測定器)	
医療用放射性汚染物を取り扱う者の作業衣等の着用	有・無
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の場合	
サイクロترون装置の設置	有・無
(無の場合) 理由 ()	
特別な理由によって陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室で診療用放射性同位元素を使用 (適切な防護措置)	有・無

陽電子断層撮影診療に関する所定の研修を修了し、専門の知識及び経験を有する診療放射線技師を、陽電子断層撮影診療に関する安全管理に専ら従事	有・無
放射線の防護を含めた安全管理の体制の確立を目的とした委員会等の設置	有・無

4 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏名	職種	放射線診療に関する経歴 (免許登録番号及び登録年月日)
	第	号 年 月 日登録

5 予定使用開始時期

年	月	日
---	---	---

注意事項

- 1 放射線診療に従事する医師等の氏名欄には、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する全員の氏名を記入すること。
- 2 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識及び使用中ランプ等の位置を明記した、診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線治療病室の平面図及び立面図を添付すること (図面は、線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離 (m)、画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮図とする)。
- 3 排水及び排気の系統を示す廃棄施設図を添付すること。
- 4 使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること。
- 5 放射線管理体制を示す組織図と放射線管理責任者の所属、職種及び氏名を記載した書面を添付すること。ただし、放射線管理責任者については、放射性同位元素等で汚染された物を取り扱う実務者の中から選任すること。
- 6 特別の理由により使用室等で診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を使用する場合には、適切な防護措置を講じた内容等を記載した書面を添付すること。
- 7 診療用放射性同位元素をICU、CCU及び手術室等において一時的に使用する場合は、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた内容等を記載した書面を添付すること。
- 8 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を設置する場合には、次の項目をすべて満たす医師又は歯科医師に関する当該事実を証する書類を添付すること。
 - (1) 当該病院 (診療所) の常勤職員であること。
 - (2) 陽電子断層撮影診療に関する安全管理の責任者であること。
 - (3) 核医学診断の経験を3年以上有していること。
 - (4) 陽電子断層撮影診療全般に関する所定の研修を修了していること。

- 9 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を設置する場合には、陽電子断層撮影診療に関する安全管理に専ら従事する診療放射線技師が、陽電子断層撮影診療全般に関する所定の研修を修了し専門知識経験を有している事実を証する書類を添付すること。また、放射線の防護を含む安全管理体制の確立を目的とする委員会については、その組織及び運営に関する規程、構成委員名簿、年間開催予定回数等を表す書類を添付すること。
- 10 サイクロトロフ装置を設置する場合は、放射線障害防止法第3条第2項による申請書の写及び製造管理や品質管理等に従事する薬剤師の氏名等を示す書類を添付すること。
- 11 該当しない箇所では、特に記入を要しないものについては、「－ (横棒)」又は「／ (斜線)」を記入すること。
- 12 装置の性能等を記した仕様書又は参考となる資料 (カタログ等) を添付すること。

様式第45号

エックス線装置変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

管理者の住所
管理者の氏名

印

エックス線装置に係る届出事項を変更したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は診療所に関する事項

名 称	
所 在 地	〒 電話： フナクシミリ：

2 エックス線装置の変更内容に関する事項

変更理由	
変更内容	変更前
	変更後
使用室名	

3 変更年月日

年	月	日
---	---	---

注意事項

- エックス線装置を更新する場合にあつては、新たに備えるエックス線装置について、「エックス線装置備付届出書(様式第38号)」を作成して、この届出書に添付すること。
- 「変更内容」については、変更前後の関係が分かるように記載し、又は新旧対照表等を添付すること。

様式第46号

エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)廃止届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

管理者の住所
管理者の氏名

印

エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)を廃止したので、医療法第15条第3項、医療法施行規則第29条第1項及び第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は診療所に関する事項

名 称	
所 在 地	〒 電話： フナクシミリ：

2 エックス線装置の変更内容に関する事項

エックス線装置又はその他の装置等	製作者名	
	型式	
	種類	
放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素等	型式又は形状	
	廃止時における放射線源の数量	Bq
廃止後の処分方法		
廃止した理由		
廃止後の診療室又は使用室の用途		

3 廃止年月日

年	月	日
---	---	---

様式第47号

診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装置・診療用放射性同位元素）
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

管理者の住所
管理者の氏名

印

診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素）に係る届出事項を変更するので、医療法第15条第3項及び第29条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は診療所に関する事項

名称	〒
所在地	電話： フランクシニリ：

2 装置又は器具等の変更内容に関する事項

変更理由		
変更内容	変更前	
	変更後	
使用室名		

3 変更予定年月日

年	月	日
---	---	---

注意事項

- 1 装置又は器具等を更新する場合にあっては、新たに備え、又は使用する装置又は器具等について、様式第39号から第44号に定める届出書のうち該当するものを作成して、この届出書に添付すること。
- 2 「変更内容」については、変更前後の関係が分かるように記載し、又は新旧対照表等を添付すること。

様式第48号

診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止後措置届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

管理者の住所
管理者の氏名

印

年 月 日付けをもって廃止した診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）については、次のとおり措置したので、医療法第15条第3項、第29条第3項及び第30条の24の規定により届け出ます。

1 病院又は診療所に関する事項

名称	
所在地	〒 電話： フォクシミリ：

2 放射性同位元素の廃止後措置に関する事項

放射性同位元素による汚染除去の概要	
放射性同位元素によつて汚染された物の譲渡又は廃棄の概要	

注意事項

放射性同位元素を譲渡したときは、受領書の写しを添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の医療法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の医療法施行細則の規定によるものとみなす。